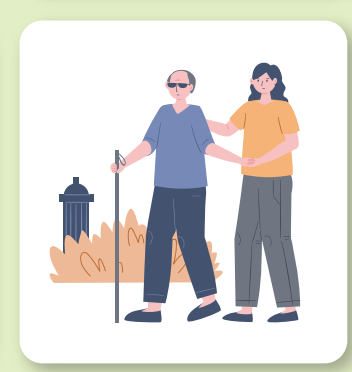


令和6年度

杉並区協働提案 募集案内



【提案の受付・事前相談】(必須・予約が必要です)

令和6年4月1日(月)～5月31日(金)

【受付】すぎなみ協働プラザ(杉並区阿佐谷南3-2-19 産業商工会館内)

【募集説明会】(任意・申込が必要です)

令和6年4月17日(水) 午後6時30分～7時30分

【会場】杉並区役所分庁舎(杉並区成田東4-36-13)

【申込】すぎなみ協働プラザ(杉並区阿佐谷南3-2-19 産業商工会館内)

制度の目的

「協働提案制度」は、区と地域活動団体（NPO法人や地域団体、事業者など）が、お互いの立場を尊重し、役割を分担しながら地域の課題解決に取り組む制度です。

この制度は区と地域活動団体との協議のプロセス（事前の打ち合わせや協議を十分に行う機会）を重視しています。

事業の実施に当たっては、協働の担い手となる地域活動団体と区が、話し合いや意見交換の場を持ち、課題の認識や目的・解決の方向性を共有して、提案された協働事業に取り組めます。

対象となる事業

次のすべての要件を満たすことが必要です。

- 地域の課題の解決につながるもの（課題の提起のみでないもの）。
- 区と地域活動団体が協働することで相乗効果が期待できるもの。
- 地域活動団体が主体となって実施することが可能であるもの（アイデアのみの提案ではないもの）。
- 特定の個人や団体のみが利益を受けるものではないもの。
- 区への一方的な要望ではなく、区と地域活動団体との協議の結果、明確に協働の役割分担ができるもの。
- 宗教活動または政治活動を目的としていないもの。

提案できる団体

NPO法人、ボランティア団体、地域団体、事業者などの団体で、杉並区内・区外、法人格の有無、また、営利・非営利を問いません。

次のすべての要件を満たすことが必要です。

- 組織の運営に関する規則（規約、会則等）があり、構成員の名簿を備えていること。
- 提案団体の責任者及び事業の連絡責任者が特定できること。
- 宗教活動または政治活動を目的とした団体でないこと。

- 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。）にある者若しくは候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）または政党を推薦し、支持し、またはこれらに反対することを目的とした団体でないこと。
- 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）または暴力団若しくはその構成員（暴力団の構成団体の構成員又は、その構成員でなくなった日から5年を経過しない者を含む。）の統制の下にある団体でないこと。
- 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条及び第8条に規定する処分を受けている団体またはその構成員の統制の下にある団体でないこと。

※個人は対象としません。

※複数の団体で提案することも可能です。

事業経費

事業経費は、区担当課と提案団体との協議に基づき、役割分担を決めて、それに応じて互いに負担します。

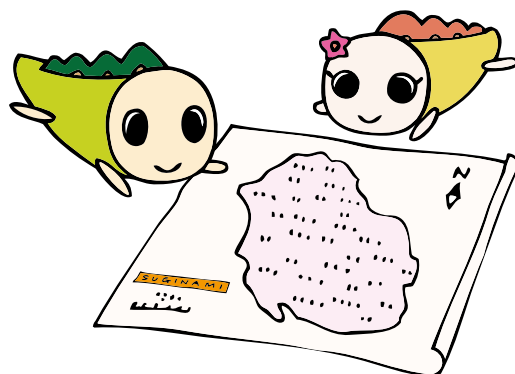
1事業につき、区が負担する経費は年間250万円までです。

経費については、提案団体と区との協議の中で決めていきます。

事業実施期間

令和7年4月1日～2年間

事業実施期間は、募集年度の翌年度から2年間です。



II

協働提案制度スケジュール

～募集から協定締結までのスケジュール～



提案募集・事前相談

令和6年4月1日～5月31日

協働提案の受付は、すぎなみ協働プラザが行います。

事前相談では、団体の活動内容や提案内容について、提案団体との話し合いを通じて、協働提案制度の対象となる事業かどうかについて検討します。

区担当課と提案団体との間で課題認識や課題解決の方法、役割分担等の確認ができ、区との協働の実現の可能性のある場合、事前協議に進みます。

※区以外の相手との協働がふさわしい提案については、すぎなみ協働プラザがその取組を支援します。

【窓 口】すぎなみ協働プラザ

〒166-0004 杉並区阿佐谷南3-2-19
産業商工会館内

【TEL】03-5335-9540

【FAX】03-5335-9541

【E-mail】info@nposupport.jp

【開館日】月曜～土曜 午前10時～午後6時
(事前相談受付は午後5時まで)

【休館日】第1・3・5土曜、日曜、祝日、
振替休日、12/28～1/4

▶提案の受付・事前相談の申込(予約してください)

- すぎなみ協働プラザにEメールまたは電話で、事前相談を希望する日時を予約してください。
- 相談日は、提案募集・事前相談の期間内(令和6年4月1日から5月31日まで、すぎなみ協働プラザ休館日を除く)の午前10時から午後5時の間です。
- 相談時間の目安は、30分から1時間程度です。
- 相談時には、以下の「事前相談に必要な書類」に必要事項を記入の上、ご持参ください。

▶事前相談に必要な書類

- ①事前相談票
 - ②提案団体の概要
 - ③提案団体の活動内容がわかるチラシやパンフレット
- ※上記書類①②のWord形式データは、区公式ホームページから取り出せません(裏表紙参照)。

募集説明会 ※申込みが必要です

「募集説明会」への参加は、提案をする上での必須条件ではありませんが、制度の趣旨や概要を知る良い機会ですので、ぜひご参加ください。

【日 時】令和6年4月17日(水)

午後6時30分～7時30分

【会 場】杉並区役所分庁舎(杉並区成田東4-36-13)

【申 込 先】すぎなみ協働プラザ

【申込方法】Eメールまたは電話

E-mail:sanka@nposupport.jp

Tel:03-5335-9540

【会場案内図】



区担当課との事前協議

事前相談後～7月

事前相談で協働の可能性があると判断した場合には、提案団体と区担当課で事前協議を行います。協働提案の公益性や効果、実現可能性やどのような方法で実施するか等について話し合います。

区担当課と提案団体との協議に基づき、区の支出が必要な場合は、協議の中で概算額を決めていきます。

※概算額は、区の支出を約束するものではありません。

事業化が内定し、翌年度の予算が決定した後、協定等により確定します。

※協議の回数に特に決まりはありません。事前協議の場には、必要に応じてすぎなみ協働プラザと地域課が同席し、協議を支援します。

▶事前協議のポイント

- 事前協議では、どのような協働の形態を選択するかを判断します。協働の形態は「共催」(協定締結)のほか、提案内容によっては、「後援」、「事業協力」等の形態の方が適切な場合もあります。
- 協働による取組が困難と判断された場合は、協議を終了する場合もあります。

▶事前協議に必要な書類

- ①協働提案事前協議書
 - ②協働提案書
 - ③協働提案経費概算書
- ※②、③は、協議中に使用し、協働の確認に向け随時修正していきます。
- ※上記書類①②Word形式データ及び③のExcel形式データは、区公式ホームページから取り出せません(裏表紙参照)。

協働提案書の提出

7月末

事前協議の結果、提案団体と区担当課が協働で取り組んでいくことを確認できたら、相互で協議の上、提案団体が協働提案書、協働提案経費概算書を作成し、地域課へ提出します。

▶協働提案書の提出時に必要な書類

- ①法人等の登記簿謄本(法人格のない団体は除く)
- ②定款、規約、会則等
- ③決算報告書、特定非営利活動促進法第29条第1項に規定する書類の写し又は収支決算の状況がわかる書類
- ④「協働提案事前協議書」を提出する日から遡って3か月以内に発行された納税証明書(法人税、法人事業税及び地方消費税。法人格のない団体は除く)

提案の審査・採択

8月～11月(プレゼンテーション:10月下旬)

協働提案の内容について、提案団体と区担当課の発表(プレゼンテーション)により、審査を行います。

▶意見聴取

杉並区NPO等活動推進協議会に協働提案書を報告し、審査に向けたアドバイスや意見を聴取します。

【杉並区NPO等活動推進協議会】

区ではNPO等の活動や協働の推進に関する審議を行うため、協議会を設置しています。学識経験者、公募の区民、NPO活動関係者、東京税理士会、及び東京青年会議所からの団体推薦者で構成しています。

▶ 提案の審査

提案の審査は、区協働推進本部が行います。

【区協働推進本部】

協働推進のための区役所内部の組織

▶ 審査のポイント ※下表参照

事業化内定

12月

提案審査の結果を踏まえ、区が事業化するか否かを内定します。

事業協議・計画策定

令和7年1月～3月

事業化内定後、提案団体と区担当課で事業実施に向けた具体的な協議を行います。協議に当たっては、事業計画を明確にします。

※事業計画－事業目的、役割分担、収支計画、スケジュール等を計画化します。

協定締結・事業実施

令和7年4月1日～

具体的な実施事業の計画を策定して協定書を取り交わした後、協働提案実施事業計画書・収支予定書を提出し事業を実施します。

審査のポイント

【課題・ニーズ把握】	地域のニーズ・課題や区民の要望を的確に捉え、課題の解決によって、公共的利益が得られるか。
【目標設定】	課題解決のビジョン、具体的な目標設定があるか。
【協働の効果】	区や団体が単独で実施するよりも、協働で事業等を実施することで、より質の高いサービスが提供できるなど、協働による効果が得られるか。また、区民の満足度が向上するか。
【地域資源の活用】	地域資源(自然環境、産物、施設、文化、歴史等)を有効に活用しているか。また、地域の人材を有効に活用しているか。
【団体の事業実現力】	提案団体は、事業を実施するために必要な知識・経験・実績・特性(強み)を有しているか。
【団体の事業組織力】	提案団体は、事業を実施するための実施体制(人員配置、他団体とのネットワーク等)を有しているか。
【計画性】	事業計画・実施体制・実施場所等が実行可能なものとなっているか。
【経済性】	事業経費の規模、資金計画、経費分担、経費内訳、算出根拠が明確かつ適切か。
【創造性・新規性】	新しい発想、アイデアがあり、課題解決に向け積極的なチャレンジ姿勢を持つなど、将来への期待感があるか。
【継続性・波及性】	2年間の協働提案事業終了後も事業として継続できる可能性はあるか。また、地域への波及効果が期待できるか。

～事業実施から事業報告会の開催・評価のスケジュール～



事業実施

令和7年4月1日～2年間

協定の締結後、事業計画に沿って事業を実施します。
※事業の実施内容によっては、実施期間が1年間の場合もあります。

事業報告・評価

協働事業の内容や成果を広く区民にお知らせするために、事業報告を事業実施2年目(中間報告)と事業終了後に行う予定です。実施団体は、必ずご出席ください。事業の評価は杉並区NPO等活動推進協議会が行います。

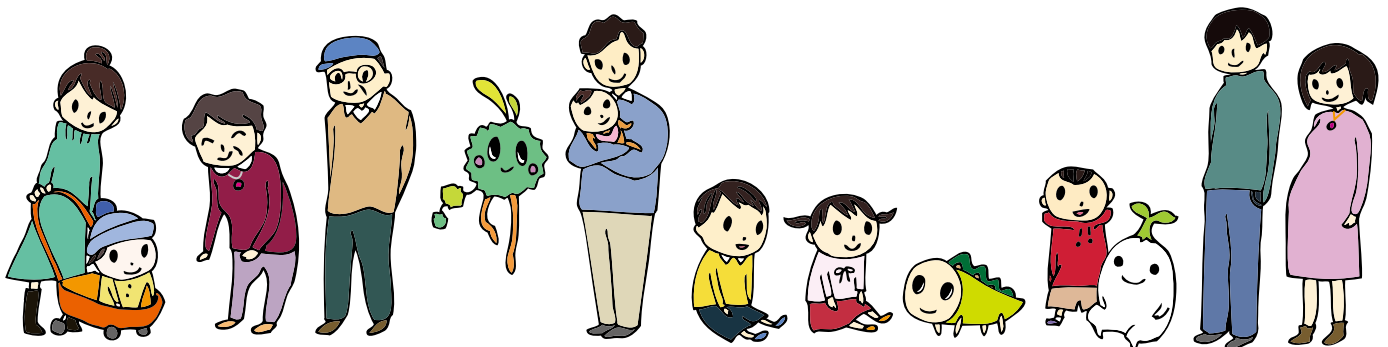
実施事業の自己評価

事業実施年度毎に1回(8月予定)
事業終了後

事業の自己評価は、実施団体と区担当課のそれぞれが事業実施年度毎に1回と事業終了後に行います。

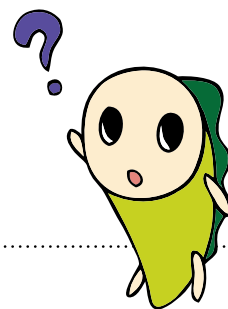
提案内容・事業の公表

協働提案制度の公開性や透明性を確保するために、提案・事業の内容、提案団体名、事業実施の評価は杉並区公式ホームページ等で公表します。





協働提案制度 Q&A



Q₁ 「協働」とはどのような意味ですか。

A₁ 杉並区自治基本条例においては、協働の定義を「地域社会の課題解決を図るため、それぞれの自覚と責任の下に、その立場や特性を尊重し、協力して取り組むこと」としています。これからの協働は区と地域活動団体(NPO法人や地域団体、事業者など)との関係だけでなく、地域で活動する団体同士が身近な地域の課題を共有し十分に協議し、協力して取り組んでいくことが重要となります。

Q₂ 提案する団体の所在地は区内に限定されるのですか。

A₂ 団体の所在地は区内・区外を問いません。

Q₃ 同じような提案が複数あがってきた場合はどうするのですか。

A₃ 提案団体間で連携・協力が可能な場合は、すぎなみ協働プラザがその調整を行います。ただし、連携・協力が難しい場合は、それぞれで提案していただくことになります。なお、最初から複数の団体等で提案することも可能です。その場合は、代表となる提案団体を決めていただいた上でご提案ください(「提案団体の概要」は団体ごとに作成してください)。

Q₄ 区担当課との協議の場はどのように設定されますか。

A₄ 事前協議を始めるに当たっての場の設定は、すぎなみ協働プラザが行います。提案について、区担当課との間で課題の認識や解決の方向性等を共有した上で、協働事業として可能性がある場合、事前協議に進み、地域の現状・課題、役割分担、実施方法、事業経費等について、協議を重ねながら協働提案書を作成します。なお、提案団体と区担当課との協議において、提案内容がまとまらない場合などは、協議を中止することができます。

Q₅ 事業実施に必要な経費を区に負担してもらえますか。

A₅ 区担当課との事前協議の中でどのような協働とするか、また、経費も含めてそれぞれの役割の分担を検討します。区が負担する経費は、1事業につき年間250万円までです。事業化が内定された場合でも、区が負担すべき経費については、区の財政部門による審査や議会による議決のプロセスを経る必要があります。事業化が決定した場合の協定締結は、募集年度の翌年度4月を予定しています。

Q₆ 区の役割分担としては、どのようなことが考えられますか。

A₆ 例えば、区の役割として、関係機関等の連絡調整、広報PR、情報提供などが考えられます。それぞれの役割について経費分担も含め、協議を通して明確にしていきます。

Q₇ 事業収入は予算に入れていいでしょうか。

A₇ 事業収入を見込んでいただいて構いません。



各種提出書類の入手先

杉並区公式ホームページ

<https://www.city.suginami.tokyo.jp/guide/chiiki/kyoudouteian/1017229.html>

協働提案事業募集

検索



問合せ先

すぎなみ協働プラザ

〒166-0004

杉並区阿佐谷南3-2-19 産業商工会館内

T E L : 03-5335-9540

F A X : 03-5335-9541

E-mail : info@nposupport.jp

開館日：月曜～土曜 午前10時～午後6時(事前相談受付は午後5時まで)

休館日：第1・3・5土曜、日曜、祝日、振替休日、12/28～1/4

